（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の表第二百十六条第一項の項及び第二百十六条第二項の項を次のように改める。

第二百十六条第一項	、第二十七条及び第四十四条	から第二十七条まで、第二十五条第七項及び第四十四条
	公職選挙法	市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十二項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）
	第三十条第三項	第二十五条第七項中「とき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第三十条第三項
第二百十六条第二項	、第二十七条及び第四十五条第一項及び第二項	から第二十七条まで、第四十五条
	当該選挙に関する事務を管理する	市町村又は特別区の
	公職選挙法	市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十二項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）
	第二十九条第一項中	第二十五条第七項中「とき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第二十九条第一項中

第二十二条中「、第百二十九条第一項」の下に「、第百二十九条の八」を加え、同条の表第百二十九条第一項の項の次に次のように加える。

第百二十九条の八第二項	「公職選挙法	「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十二項において準用する公職選挙法
	当該選挙に関する事務を管理する	市町村又は特別区の
	（公職選挙法	（市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十二項において準用する公職選挙法

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を次のように改める。

（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）

第七条　行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第四条第二項及び第八条の規定は、法第二十五条第一項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第二十五条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理員」とあるのは「審査庁が」と、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

第八条　削除

第二十八条を削り、第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（在外投票人名簿の登録に関する異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）

第二十六条　行政不服審査法施行令第四条第二項及び第八条の規定は、法第三十九条第一項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第二十五条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、「、審理員」とあるのは「、審査庁」と読み替えるものとする。

第十七条　大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第六条の表第二百十六条第一項の項及び第二百十六条第二項の項を次のように改める。

第二百十六条第一項	、第二十七条及び第四十五条第一項及び第二項	から第二十七条まで、第四十五条
	及び第四十四条	、第二十五条第七項及び第四十四条
	公職選挙法	大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第六項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）
	第三十条第三項	第二十五条第七項中「とき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第三十条第三項
第二百十六条第二項	、第二十七条及び第四十五条第一項及び第二項	から第二十七条まで、第四十五条